

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	32	府省庁名	経済産業省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、令和4年3月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。</p> <p>・ 特例措置の内容 中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、本特例措置を3年間延長のうえ、再生支援を必要としている事業者の状況を踏まえ、第二会社方式及び東日本大震災における二重ローン問題への対応として被災事業者の震災前債権を買取り、事業再生に向けて支援する「産業復興機構」でも本特例措置を使えるようにすること等、適用対象の拡充を要望するもの。</p>		
関係条文	<p>〔 地方税法 第32条第1項及び第2項 租税特別措置法第40条の3の2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第12条の3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 第14条の3 〕</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図り、ひいては、中小企業への円滑な資金提供を促す。 また、産業復興機構において、東日本大震災により二重債務ローン問題を抱えるに至った被災中小企業者等に対する事業再生支援の実効性を高めることを通じて、被災地域の産業復興を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置は、平成25年3月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が事業継続に必要な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置に関しては、延長のうえ、再生支援を必要としている事業者の状況を踏まえ、適用対象者を拡充することが必要。 また、産業復興機構は、東日本大震災により二重ローンを抱える被災事業者に対する事業再生支援を行ってきたところ。再生支援を必要としている事業者の状況を踏まえ、産業復興機構が有する債権も本特例措置の適用対象者とするべく拡充する必要があると考えている。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 福島・震災復興</p> <p>○ 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）地震・津波被災地域</p> <p>⑤産業・生業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターによる二重ローン対策についても、引き続き、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。 <p>（2）原子力災害被災地域</p> <p>⑥事業者・農林事業者の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力災害に起因した二重ローン対策として、産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターについても、引き続き、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。
	政策の達成目標	<p>中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。</p> <p>産業復興機構による、被災事業者に対する事業再生支援の実効性を高めることで、被災地域の産業復興を図る。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
有効性	要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業等に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の 要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業等に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。
	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—
	これまでの要望経緯	平成 25 年度要望（新設） 平成 28 年度要望（拡充及び延長） 平成 31 年度要望（拡充及び延長）